

山梨県公報

第六十三号

令和二年

一月九日

木曜日

目次

○山梨県労働者就業実態調査の実施	三
○道路の区域変更	三
○道路の供用開始(五件)	三
○電線共同溝を整備すべき道路の指定	四
○収納代理金融機関の指定の一部改正	五
○換地計画の決定	五
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	五
その他	五
○土地収用法施行令に基づく公示による通知	五

告示

山梨県告示第三号

山梨県労働者就業実態調査(従業員調査)を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(平成二十年山梨県条例第五十号)第三条第二項の規定により、告示する。

令和二年一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 調査の名称 山梨県労働者就業実態調査(従業員調査)
- 調査の目的 県内事業所における労働者の雇用の実態、雇用に対する労働者の意識等を把握し、今後の働きやすい職場環境づくりを更に推進するための基礎資料を得、もって労働福祉施策に反映させることを目的とする。
- 報告を求める事項
 - 個人及び家族に関する事項
 - 就業状況に関する事項
 - 仕事と生活の両立を支援する制度に関する事項

- 仕事と子育て及び仕事と介護の実態に関する事項
- 育児休業制度の利用に関する事項
- ハラスメントに関する事項
- 非正規従業員の働き方に関する事項
- 従業員の職業意識に関する事項
- 基準となる期日 令和二年一月一日を調査基準日とする。
- 報告を求める者
 - 調査地域 山梨県全域
 - 調査対象 平成三十年度に実施した「山梨県労働者就業実態調査」において県内の従業員五人以上の事業所から無作為に抽出した千の事業所に勤務する三千人の男女従業員
 - 報告を求めるために用いる方法 自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。
 - 報告を求める期間 令和二年一月十日から同年二月十日までを調査期間とする。

山梨県告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和二年一月三十日まで一般の縦覧に供する。

令和二年一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 道路線名 甲斐中央線
- 道路の区域

区 間	旧新の別		(メートル)敷地の幅員	(メートル)延長
	旧	新		
甲斐市大下条字金ノ尾六七五番一四地先から甲斐市大下条字金ノ尾六七五番一四地先まで	一八・八〇	一八・六〇	(メートル)	五・四
	一八・八〇	一八・八〇		

山梨県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和二年一月三十日まで一般の縦覧に供する。
令和二年一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	北杜八ヶ岳 公園線	北杜市須玉町若神子字御所村 北二二三二番八地先から 北杜市須玉町若神子字御所村 北二二三二番八地先まで		七・八	令和二年一 月九日

山梨県告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和二年一月三十日まで一般の縦覧に供する。
令和二年一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	増富若神子 線	北杜市須玉町若神子字御所前 北二二三二番一地从先から 北杜市須玉町若神子字御所村 北二二三二番八地先まで		一九・六	令和二年一 月九日

山梨県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和二年一月三十日まで一般の縦覧に供する。
令和二年一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日

県道	甘利山公園 線	韮崎市旭町上條北割字桜木二 〇〇六番三地从先から 韮崎市旭町上條北割字桜木二 〇〇三番一地从先まで		八五・〇	令和二年一 月九日
----	------------	------------------------------------------------------------	--	------	--------------

山梨県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和二年一月三十日まで一般の縦覧に供する。
令和二年一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	箕輪須玉線	北杜市須玉町若神子字御所前 北二四九番一地从先から 北杜市須玉町若神子字御所前 北二四九番一地从先まで		八・八	令和二年一 月九日

山梨県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和二年一月三十日まで一般の縦覧に供する。
令和二年一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	須玉中田線	北杜市須玉町若神子字御所前 北二五二番一地从先から 北杜市須玉町若神子字御所前 北二五二番一地从先まで		六・三	令和二年一 月九日

山梨県告示第十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和二年一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間
県道	山梨市停車場 場線	山梨市上神内川字藁塚三六番三地先から 山梨市下神内川字梅ノ木一六八番一地先まで 山梨市上神内川字藁塚一五番一地先から 山梨市下神内川字竹井田一七五番三地先まで

山梨県告示第十一号

収納代理金融機関の指定（昭和四十九年山梨県告示第二十七号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から適用する。

令和二年一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎
表中株式会社商工組合中央金庫の項を削る。

公 告

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営畑地帯総合整備事業（落合・湯沢地区西新居工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和二年一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和二年一月十日から同年二月七日まで
- 三 縦覧場所 南アルプス市役所

山梨県公報 第六十三号 令和二年一月九日

- 四 審査請求期間 この公告の日から令和二年二月二十二日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年七月九日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和二年一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 甲州市勝沼町小佐手字横落下二番並びに同町等々力字天神道北千七百六十四番一及び千七百六十四番三の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峽東建設事務所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市石和町四日市場千六百七十九番 株式会社旅日記 代表取締役 志村興一

そ の 他

● 土地収用法施行令に基づく公示による通知

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知すべき書類は、山梨県収用委員会事務局（山梨県県土整備部県土整備総務課内）に保管してあるので、通知を受けるべき者にいつでも交付する。当該者が当該書類の交付を受けないときは、令和二年一月二十九日の終了をもってその書類の通知があったものとみなされる。

令和二年一月九日

山梨県収用委員会

会 長 水 上 浩 一

- 一 事件名 甲府都市計画道路事業三・四・三十三号大手二丁目浅原橋線及び三・四・

四号城東三丁目穴切線

- 二 通知書の名称 土地収用法に基づく審理の開催について（通知）
- 三 通知を受けるべき者

住所	氏名
不明	不明 ただし、甲府市中央二丁目三百九十七番、 三百九十八番及び四百番におけるロック装 置十台及び精算機一基の所有者

- 四 公示による通知に係る土地の所在及び地番 山梨県甲府市中央二丁目三百九十七番、三百九十八番及び四百番
- 五 公示による通知に係る掲示の事実
 - 1 掲示されている場所 山梨県庁東側掲示板
 - 2 掲示を始めた日 令和二年一月九日